低線量 CT による肺がん検診受診者の皆様へ

1.　目的

低線量 CT 肺がん検診の目的は、肺がんを早期発見することです。治癒可能な段階で発見することにより、受診者集団の肺がん死亡率を低下させることを目指しています。

2.　低線量肺がん CT 検診の対象

低線量肺がん CT 検診では、現行の胸部 X 線検査による検診と比較して、より小さく早期の肺がんを発見できることがわかっています。日本肺癌学会の肺がん検診ガイドラインでは「重喫煙者に対する低線量胸部 CT を用いた肺がん検診」は、死亡率減少効果を示す証拠があるので、行うよう勧められています。この場合の重喫煙者は「喫煙指数 600 以上（1 日 20 本喫煙する場合、30 年の喫煙歴)」で、対象年齢は 50〜74 歳です。

それ以下の喫煙歴の場合や高齢者の場合には低線量肺がん CT 検診の死亡率減少効果はわかっていません。肺がんを早期発見できるメリットと合わせ、肺がん検診の不利益も考慮したうえで検査を受けるか検討をお願いします。

3.　検診の方法

らせん CT という方法を用います。検査台に両腕を挙げた状態で仰向けになり、大きく息を吸って 15〜20 秒の間息を止めていただきます。その間に機械があなたの周りを回転して撮影します。

検査結果は、受診のおよそ 2〜3 週間後に、郵送で受診者にお知らせします。精密検査が必要とされた方は、必ず受診し、精密検査を受けてください。

4.　検診にかかる費用

検査は自己負担額 9,900 円（税込み）で行います。精密検査は、病院での通常診療と同じ医療費がかかります。

5.　検診に期待される効果

肺がんであった場合、より早期に発見できる可能性があります。早期発見により、肺がんが根治する、延命できる、より負担の少ない治療が受けられる可能性があります。

6.　検診の限界

1 回の検診で異常なしと判定されても、今後肺がんにならない、ということではありません。進行の早い肺がんは、次の検診までの間に自覚症状が出現して発見されることもあり得ます。

またどのような陰影でも発見できるわけではありません。極めて小さい陰影や淡い陰影、正常組織と重なっていて見えにくい陰影などは発見できない場合があります。「精密検査が必要」とする陰影の大きさを学会で定めており、きわめて小さな陰影は「精密検査が必要」とはしません。基準以下の陰影のほとんどはがんではなく、無駄な精密検査を受けることにより受信者にかえって害を及ぼすからです。しかし、そのような小さな陰影の中には、増大してくるものがあることは否定できません。

7.　起こるかもしれない不利益

健診で「精密検査が必要」とされた場合でも、結果的に肺がんでない場合があります。CT 検診では非常に小さな変化も見えてしまうため、喫煙歴のある人では 3〜6 割の人で何らかの異常な所見がありますが、そのうちの 9 割以上は肺がんではありません。しかし、肺がんかどうかをはっきりさせる必要があるので、精密検査や、

経過観察のため定期的に胸部 CT を受けることになります。結果的に肺がんでなかった場合には、むだな心配や不要な検査を受けたことになり、医療費の負担や検査に伴う合併症のリスクをも負ったことになります。

また、非常に発育の遅い肺がんの中には、発見されず放置されても命にはかかわらないものがあります。しかし、見つかってしまった場合には不要な検査や治療を受けることになる可能性があります。

低線量 CT 検診は、一般的には胸部 X 線検査のおよそ 10 倍の放射線被ばく量があります。これは胃がん検診のバリウム検査と同じ程度です。一方、医療機関で行う通常の CT 検査は、低線量 CT 検診のさらに 10 倍程度の被ばく量があります。

8. 肺がん以外の病気が発見される可能性

低線量 CT 検診では肺がん以外の呼吸器の病気（肺気腫、間質性肺炎、抗酸菌感染症など）が発見される場合があります。また、撮影画像には肺以外の臓器も写っているため、肝臓、心臓、大動脈、甲状腺、乳房、腎臓などの病気が発見される可能性があります。ただし、これらすべての病気を「精密検査が必要」が必要とすることが受診する方の益になるかどうかは不明のため、「肺癌疑い」以外の病気は、急いで検査を進めないと生命にかかわるような病気（ほかの臓器のがん、大動脈瘤など）以外は「精密検査が必要」とはしないように学会で定められているため、そのように行います。

9. 肺がん以外の病気があっても発見されない可能性

低線量 CT 検診は、上記のような肺がん以外の病気を発見することを目的とした検診ではありません。たとえば腹部や乳房や警部に腫瘍があっても、発見できない場合が多いとお考え下さい。

10. 検診の精度管理のための追跡調査と結果の公表

検診では、精度管理（「精密検査が必要」とされた中で何名が本当に肺がんだったか、見逃し例がなかったか、などの検証を行うこと）や、検診体制の改良を行うことなどが求められているため、受診者の追跡調査を行います。具体的には「精密検査が必要」とされ精密検査のために医療機関を受診され場合、その医療機関に問い合わせて診断結果を確認し、集計するという作業などです。これらの作業を行うことについてご了承ください。また集計結果はまとめられ、専門家による審査や検診結果として公表することなどをご了承ください。も追跡調査はお断りになることも途中で中止することもできます。

上記の調査・公表にあたっては、受診者の個人情報が漏洩しないよう守秘義務を最大限遵守します。